

新庁舎の規模について（中間報告）

（１）現状と将来見込み

◆宇部市の将来人口

宇部市の人口は平成 27 年時点で約 16.8 万人となっています。将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、緩やかに減少を続け、5 年後の平成 32 年には約 16.1 万人（約 4.2%減）、25 年後の平成 52 年には約 12.9 万人（約 23.2%減）まで減少する見込みとなっています。

「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」市町村別推計結果より

		H27	H32	H37	H42	H47	H52
推計人口(万人)		16.8	16.1	15.4	14.6	13.7	12.9
H27 に対する減少率(%)		0	△4.2	△8.3	△13.1	△18.5	△23.2
年齢別 割合(%)	0～14 歳	11.8	11.0	10.4	9.8	9.6	9.5
	15～64 歳	57.4	55.6	55.2	55.2	54.5	52.5
	65 歳以上	30.8	33.4	34.4	34.9	35.9	38.0

◆配置部署・職員数の現状

平成 27 年 4 月 1 日時点で、現本庁舎には 48 課等・663 人の職員が、港町庁舎には 7 課等・60 人の職員が配置されており、新庁舎への配置対象職員数は、両庁舎合わせて 55 課等・723 人と想定します。

配置部署・職員数の現状

確認時期	建物	部署数	職員数
基本計画時 (平成 27 年 4 月 1 日)	現本庁舎	48 課等	663 人
	港町庁舎	7 課等	60 人
	計	55 課等	723 人

※市長、副市長、教育長、常勤監査役員は除く。※県費職員を含む。

※特別職、嘱託職員及び臨時職員を含む。上下水道局職員は除く。

◆将来想定される職員数

「第二次行財政改革加速化プラン基本計画 2014-2017（平成 26 年 2 月）」の定員適正化計画においては、平成 26 年から平成 30 年の 4 年間で 37 人の削減（約 3.6%削減）を見込んでいます。

「第二次行財政改革加速化プラン基本計画 2014-2017」指標 1【定員管理】定員適正化計画

区分	計画年度	計画期間の状況					増減 (B)-(A)
	H25	H26(A)	H27	H28	H29	H30(B)	
現員 4月1日現在	1,126 人	1,038 人	1,027 人	1,007 人	1,007 人	1,001 人	△37 人

※平成 26 年度は、上下水道の組織統合に伴い 88 人が上下水道局に出向。

◆配置議員数の想定

平成 27 年 7 月 1 日時点で、議員数は 28 人（議長 1 人・副議長 1 人を含む）であり、任期は平成 27 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日となっています。

本庁舎及び港町庁舎の部局別の課及び職員数

(平成27年4月1日現在)

	課等	計	部長	次長	課長	課長 補佐	係長	係員	嘱託 臨時
総務管理部	9	149	2	2	9	7	20	91	18
総合政策部	6	53	1	3	5	6	10	24	4
広報・シティセールス部	4	27	1	1	4	4	7	9	1
市民環境部	4	39	1	2	4	2	9	16	5
健康福祉部	8	207	1	2	9	8	26	102	59
産業振興部	4	35	1	1	4	4	8	14	3
土木建築部	7	104	1	2	7	11	19	63	1
工事検査室	1	5	0	1	0	0	0	1	3
出納室	1	12	1	1	0	1	2	7	0
議会事務局	1	10	1	1	1	0	2	4	1
選挙管理委員会事務局	1	7	0	1	0	1	1	2	2
監査委員事務局	1	7	0	1	1	2	3	0	0
農業委員会事務局	1	8	1	0	1	1	2	2	1
本庁舎 計	48	663	11	18	45	47	109	335	98
教育委員会事務局	7	60	2	3	8	7	10	18	12
				※1	※2	※3	※4	※5	
港町庁舎 計	7	60	2	3	8	7	10	18	12

(注) 市長、副市長、教育長、常勤監査委員は除く

- ※1 県費職員含む 1人
- ※2 // 1人
- ※3 // 1人
- ※4 // 3人
- ※5 // 5人

(2) 新庁舎の規模

◆公的基準による算定

前項で想定した配置対象職員数を前提とし、総務省起債許可基準※に基づく算定方法により、新庁舎の規模を算定すると、**約18,600㎡**となります。

但し、当該基準は行政執務機能と議会機能に限った面積を算定するものであり、**市民利用機能や防災危機管理機能等については考慮されていないため、それらを導入する際は、別途規模の検討が必要**となります。

【※総務省「起債許可基準」による規模算定】

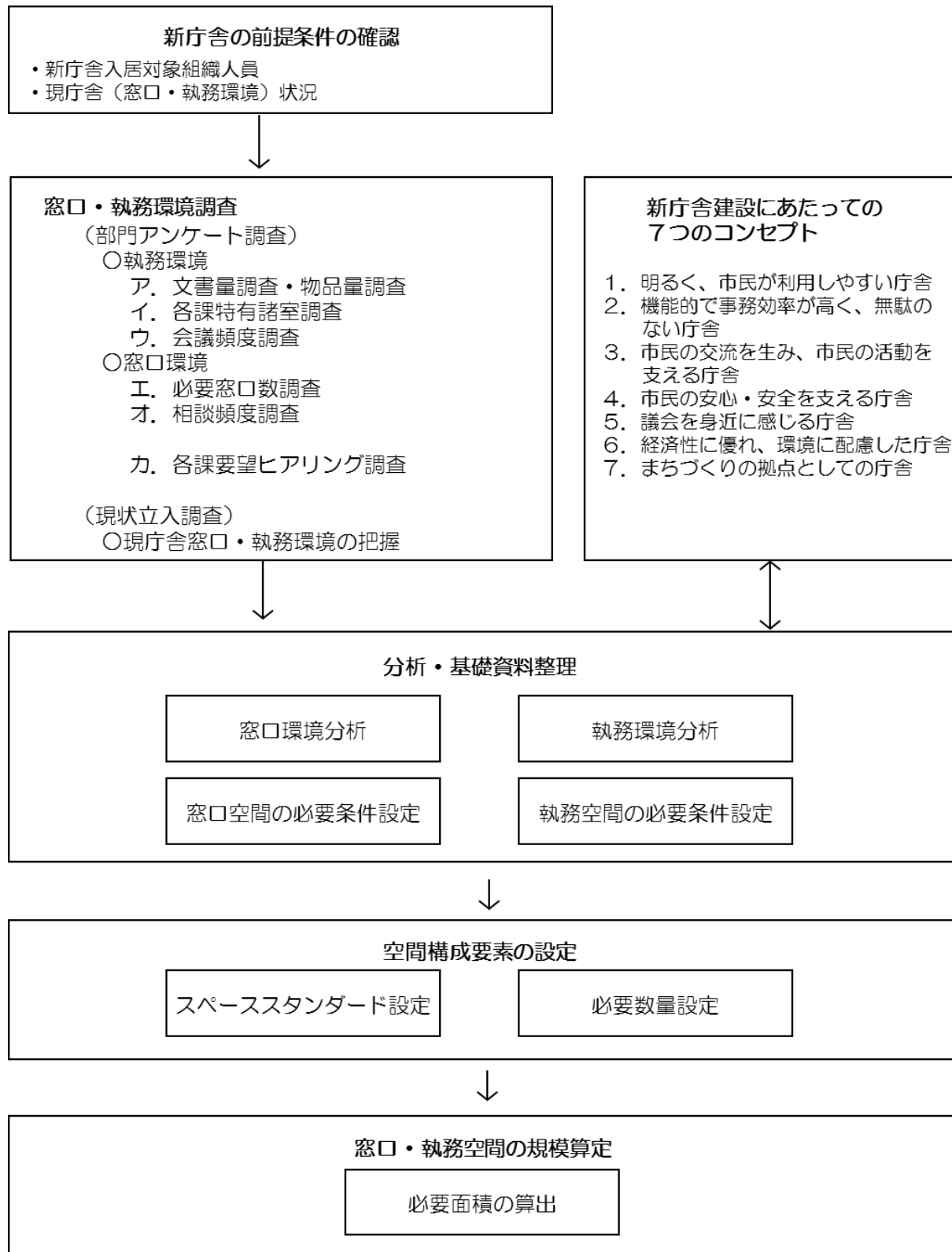
- 地方自治体の庁舎整備において地方債を充当する際に用いる常勤職員数・議員数等をベースに算定する方法だが、平成23年度に廃止されている。
- 本基本計画においては、庁舎の規模を算定する際の参考値として「平成22年度 地方債同意等基準運用要綱」に記載されている算定方法を用いることとした。

機能区分	室名	算定基準					面積	備考
		職階区分	配置職員数	換算率	換算職員数	基準面積		
A.執務機能	事務室	三役・特別職	4人	20	80人	4.5㎡	360㎡	市長、副市長、教育長、常勤監査委員
		部長・次長級	34人	9	306人		1,377㎡	
		課長級	53人	5	265人		1,193㎡	
		課長補佐・係長	173人	2	346人		1,557㎡	
		一般職員	463人	1	463人		2,084㎡	嘱託・臨時職員を含む
	計	常勤職員数：727人					6,570㎡	9.0㎡/人
B.附属機能	①倉庫	執務室面積の13%					854㎡	
	②会議室等	常勤職員1人につき7.0㎡					5,089㎡	会議室・電話交換室・便所・洗面所・他
	③玄関等	A・B①・B②の合計の40%相当					5,005㎡	玄関・広間・廊下・階段・他通行部分
	計						10,948㎡	
C.議会機能	議事堂	議員定数1人につき35㎡(議員数：28人)					980㎡	議場・委員会室・議員控室
	計						980㎡	
D.車庫	車庫	自動車1台につき25㎡(地下車庫は50㎡)					75㎡	現状分確保(3台)
	計						75㎡	
A~C 合計							18,573㎡	25.5㎡/人

◆執務環境等調査結果に基づく算定

現庁舎に入居している対象組織人員、窓口・執務環境等の状況調査を行い、現状の分析・基礎資料の整理等から窓口・執務空間の規模算定を行ったうえで、新庁舎の規模算定を行いました。

窓口・執務空間の規模算定のプロセス



a) 窓口・執務空間機能面積

現庁舎で行った各種調査・分析結果を踏まえ、窓口・執務空間での機能ごとに必要面積を想定し、窓口・執務空間機能面積を算定しました。

1) 窓口・執務空間調査結果にもとづき算定する機能

- ①特別職（個室）スペース【1】
- ②執務スペース
 - ・デスクチェア【7】
 - ・保管文書収納庫【5】
 - ・共用PC／プリンタ【1】
 - ・コピー・サービス・その他【想定：1か所/50人】
 - ・ミーティング【2】
 - ・窓口カウンター廻り【4】
 - ・その他必要スペース【1】
- ③会議室・応接室【2】
- ④面接・相談室・ブース【3】
- ⑤各課特有諸室（個室）【1】
- ⑥書庫【5】
- ⑦倉庫（備品庫）【6】

※機能ごとに現庁舎での調査結果をもとに必要面積を算定した。

現庁舎で実施した各調査の内容

- 【1】各課特有諸室調査
 - ・各部門が要望する各室の機能・面積を調査
- 【2】会議頻度調査
 - ・会議、ミーティングスペースの種別、出席人員別頻度・時間等を調査
- 【3】相談頻度調査
 - ・相談室、相談ブースの適正規模と数量を算出する。
- 【4】必要窓口数調査
 - ・必要窓口数、待合席数、記載台数等の調査。時期的な変動要素も把握
- 【5】文書量調査
 - ・執務室内及び執務室以外の書庫等の保管文書調査
- 【6】物品量調査
 - ・倉庫などの物品量調査
- 【7】従事人数調査
 - ・従事人数、机の必要数等の調査

上記の執務環境等の現状調査等を踏まえた調査からは、想定できない機能面積については、以下の考え方で設定しました。

b) 付加機能面積

職員ロッカー室、食堂・売店・休憩室を想定する。食堂・売店は、現状規模程度を想定し、休憩室は全庁共用とし、2室程度（全職員の10%程度）設けるものとする。

その他に併設機能として、防災危機管理機能、市民利用機能（例：市民ギャラリー、老朽化した周辺公共施設等の貸室を取り込む複合化など）等については、庁内検討を踏まえ、今後、設定するものとする。（現時点の想定面積は仮設定値。）

c) 議会（議場、委員会室、議員控室等）機能面積

総務省の地方債事業費算定基準による面積（議員定数28人×35㎡/人=980㎡）に、この算定基準に含まれない機能スペースとして、正副議長室（66㎡）、応接室（42㎡）、図書室（36㎡）を付加し、現状規模程度の1,124㎡とする。

d) 通路・設備室等機能面積

廊下、階段、洗面所、便所、設備室等の面積は、上記a)、b)、c)の各機能面積の有効面積比率を庁舎等における一般的な値として65%と想定し、算定する。

e) 車庫面積

現状の公用車屋内車庫収容台数（3台）分を確保するものとする。（総務省の起債許可基準による25㎡/台を使用。）

庁舎規模の想定に際しては、以下の2ケースを設定し、算定を行いました。

A案：調査における要望ベースの文書量・物品量で算定。

B案：調査における要望ベースの文書量・物品量を50%削減して算定。

文書量調査より得られた宇部市の一人あたり保管文書量（執務室内文書量）の値である約9f m（ファイルメーター（文書量単位））を約50%削減した場合。

執務環境等調査結果に基づく算定

分類	A案 ・現状の文書量・物品量をそのまま必要面積として算定。	B案 ・文書量・物品量を現状の50%削減。	備考
a) 窓口・執務空間機能面積	12,898 ㎡	10,313 ㎡	
執務スペース			
①特別職（個室）スペース	261 ㎡	261 ㎡	
②執務スペース	7,949 ㎡	6,583 ㎡	
付属機能：会議室等			
③会議・応接室	467 ㎡	467 ㎡	
④面接・相談・ブース	481 ㎡	481 ㎡	
⑤各課特有諸室（個室）	1,301 ㎡	1,301 ㎡	
倉庫機能			
⑥書庫	976 ㎡	488 ㎡	
⑦倉庫（備品庫）	1,483 ㎡	732 ㎡	
b) 付加機能面積	1,571 ㎡	1,571 ㎡	
付加機能			
⑧職員ロッカー	257 ㎡	257 ㎡	職員数分設置
⑨職員休憩室	114 ㎡	114 ㎡	休憩室（44席）2か所
⑩食堂・売店	200 ㎡	200 ㎡	現状規模を想定
併設機能			
⑪防災危機管理機能	500 ㎡	500 ㎡	内容と規模の想定が必要
⑫市民利用機能	500 ㎡	500 ㎡	内容と規模の想定が必要
c) 議会機能面積	1,124 ㎡	1,124 ㎡	
議場、傍聴席、委員会室、議員控室など	1,124 ㎡	1,124 ㎡	正副議長室、応接室、図書室を付加し、現状規模を確保
d) 通路・設備室等機能面積	8,396 ㎡	7,004 ㎡	
廊下、階段、洗面所、便所、設備室等	8,396 ㎡	7,004 ㎡	有効面積比率を65%と設定
計(a+b+c+d)	23,989 ㎡	20,012 ㎡	
e) 車庫面積	75 ㎡	75 ㎡	
屋内車庫	75 ㎡	75 ㎡	25㎡/台×3台（現状分確保）
総計(a+b+c+d+e)	24,064 ㎡	20,087 ㎡	
併設機能、車庫を除く面積	22,451 ㎡	18,474 ㎡	

職員 1 人当たりの庁舎規模の比較

自治体 名称	人口	職員数	完成 年次	延床面積	駐車場、併設施設等 を除く 延床面積	職員1人当り 延床面積
秋田県 秋田市	320,142 人	1,200 人	平成28年 (予定)	35,100m ² (駐車場5,280m ²)	29,820 m ²	24.9 m ² /人
東京都 町田市	418,523 人	1,600 人	平成24年	41,510m ² (駐車場4,195m ²)	37,315 m ²	23.3 m ² /人
神奈川県 茅ヶ崎市	236,848 人	683 人	平成27年 (予定)	17,926m ²	17,926 m ²	26.2 m ² /人
山梨県 甲府市	195,221 人	902 人	平成25年	27,973m ² (駐車場5,734m ²)	22,239 m ²	24.7 m ² /人
長野県 長野市	386,132 人	630 人	平成27年 (予定)	28,160m ² (庁舎15,763m ² 市民会館12,397m ²)	15,763 m ²	25.0 m ² /人
広島県 呉市	239,411 人	1,000 人	平成27年 (予定)	38,834m ² 庁舎28,682m ² 市民利用施設4,598m ² 駐車場5,554m ²	28,682 m ²	28.7 m ² /人
茨城県 水戸市	270,953 人	1,298 人	平成30年 (予定)	40,320m ² (駐車場・1 階パルコ 二一7,650m ²)	32,670 m ²	25.2 m ² /人
山口県 宇部市	169,527 人	727 人	-	20,087m ²	18,474 m ²	25.4 m ² /人

注) 各自治体のホームページで公表されている庁舎整備基本計画等の資料より作成。